

第三十六条 共同事業者がその貨物運送共同化実施計画について第三十三条第三項又は第六項の認定を受けるときは、当該貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業のうち、貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（報告の徴収）

第三十七条 国土交通大臣は、認定貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業を実施する者に対し、当該貨物運送共同化事業の実施の状況について報告を求めることができる。

#### 第五節 樹木等管理協定等

（樹木等管理協定の締結等）

第三十八条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第四号イに掲げる事項が記載されているときは、市町村又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（第四十五条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、当該事項に係る樹木保全推進区域内の保全樹木等基準に該当する樹木又は樹林地等を保全するため、当該樹木又は樹林地等の所有者又は使用及

び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。）を有する者（次項及び第四十三条において「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「樹木等管理協定」という。）を締結して、当該樹木又は樹林地等の管理を行うことができる。

一 樹木等管理協定の目的となる樹木（以下「協定樹木」という。）又は樹林地等の区域（以下「協定区域」という。）

二 協定樹木又は協定区域内の樹林地等（以下この条及び第四十三条において「協定樹木等」という。）の管理の方法に関する事項

三 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

四 樹木等管理協定の有効期間

五 樹木等管理協定に違反した場合の措置

2 樹木等管理協定については、協定樹木等の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 樹木等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画との調和が保たれ、かつ、低炭素まちづくり計画に記載された第七条第二項第二号ニに掲げる事項に適合するものであること。

二 協定樹木等の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 第一項の緑地管理機構が樹木等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(樹木等管理協定の縦覧等)

第三十九条 市町村又は都道府県知事は、それぞれ樹木等管理協定を締結しようとするとき、又は前条第四項の樹木等管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該樹木等管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該樹木等管理協定について、市町村又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

(樹木等管理協定の認可)

第四十条 都道府県知事は、第三十八条第四項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 樹木等管理協定の内容が、第三十八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(樹木等管理協定の公告等)

第四十一条 市町村又は都道府県知事は、それぞれ樹木等管理協定を締結し又は前条の規定による認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該樹木等管理協定の写しをそれぞれ当該市町村又は当該都道府県の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定樹木にあつては協定樹木である旨をその存する場所に、協定区域内の樹林地等にあつては協定区域である旨をその区域内に明示しなければならない。

(樹木等管理協定の変更)

第四十二条 第三十八条第二項から第四項まで及び前三条の規定は、樹木等管理協定において定めた事項の変更について準用する。

（樹木等管理協定の効力）

第四十三条 第四十一条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった樹木等管理協定は、その公告のあった後において当該樹木等管理協定に係る協定樹木等の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例）

第四十四条 第三十八条第一項の緑地管理機構が樹木等管理協定に基づき管理する協定樹木又は協定区域内の樹林地等に存する樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十二号）第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び緑地管理機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構をいう。以下同じ。）」と、同法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「緑地管理機構」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は緑地管理機構」とする。

（緑地管理機構の業務の特例）

第四十五条 都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構（同法第六十九条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 樹木等管理協定に基づく樹木又は樹林地等の管理を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の場合においては、都市緑地法第七十条中「又は二(1)」とあるのは、「若しくは二(1)又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第 号）第四十五条第一項第一号」とする。

（特定緑地管理機構に係る指定等）

第四十六条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第四号ロに掲げる事項が記載されているときは、当該低炭素まちづくり計画を作成した市町村の長は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、都市緑地法第六十九条各号に掲げる業務（同条第一号に掲げる業務にあつては、当該市町村の区域内におけるものに限る。）を適正かつ確実に行うことができると認められる

ものを、その申請により、特定緑地管理機構として指定することができる。

2 前項の規定により指定された特定緑地管理機構については、都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理機構とみなして、この法律及び都市緑地法の規定を適用する。この場合において、第三十八条第四項中「都道府県知事」とあるのは「第四十六条第一項の市町村（以下「特定市町村」という。）の長」と、第三十九条から第四十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同条中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第二十四条第五項中「都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第 号）第四十六条第一項の市町村（以下「特定市町村」という。）の長」と、同法第二十五条から第二十七条まで、第六十八条第二項から第四項まで、第七十一条及び第七十二条中「都道府県知事」とあるのは「特定市町村の長」と、同法第二十七条中「当該都道府県」とあるのは「当該特定市町村」と、同法第七十七条第三号中「第七十一条の規定による都道府県知事」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六条第二項の規定により読み替えて適用する第七十一条の規定による特定市町村の長」とする。

#### 第六節 下水道施設からの下水の取水等に係る特例等

(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)

第四十七条 低炭素まちづくり計画に記載された第七条第三項第五号イに規定する事業の実施主体は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道等の排水施設と第七条第三項第五号イに規定する設備とを接続する設備をいう。第七項において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2 公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならぬ。この場合においては、前二項の規定を準用する。



4 下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前項の許可について準用する。

5 許可事業者は、第一項又は第三項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物（第七条第三項第五号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。）を混入してはならない。

6 許可事業者については、下水道法第三十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。）第七条第四項第一号に規定する公共下水道管理者等（以下この条において「公共下水道管理者等」という。）と、「この法律の規定によつてした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項若しくは第三項の許可」と、同項第一号中「この法律（第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第三項又は第五項」と、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項又は第三項の許可」と、同項から同条第

四項まで及び同条第六項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあり、並びに同条第三項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同条第二項第一号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項に規定する公共下水道等（次号及び第三号において「公共下水道等」という。）」と、同項第二号及び第三号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。

7 許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十四条又は第二十五条の九の規定は、適用しない。

（都市公園の占用の許可の特例）

第四十八条 第七条第三項第五号ロに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画が同条第七項の規定により公表された日から二年以内に当該低炭素まちづくり計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、当該占用が同法第七条の政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

(港湾隣接地域内の工事等の許可の特例)

第四十九条 第七条第三項第五号ハに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画が同条第七項の規定により公表された日から二年以内に当該低炭素まちづくり計画に基づく港湾法第三十七条第一項各号に掲げる行為について同項の許可の申請があつた場合においては、当該行為が国土交通省令で定める技術的基準に適合する限り、港湾管理者は、当該許可を与えるものとする。

#### 第七節 都市の低炭素化の促進に関する援助等

(既存の建築物の所有者等への援助)

第五十条 低炭素まちづくり計画に第七条第二項第二号へに掲げる事項を記載した市町村は、建築物の低炭素化を促進するため、計画区域内の既存の建築物の所有者又は管理者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

(自動車の使用者等への援助)

第五十一条 低炭素まちづくり計画に第七条第二項第二号トに掲げる事項を記載した市町村は、自動車の計画区域内における運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制を促進するため、電気自動車(専ら電気を

動力源とする自動車をいう。)に電気を供給するための施設の整備その他の環境の整備、自動車の使用者その他の自動車の計画区域内における運行に係る者に対する情報の提供又は助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都市計画における配慮)

第五十二条 都市計画決定権者(都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第十五条の二の規定により同項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は市町村をいう。)は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、低炭素まちづくり計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

#### 第四章 低炭素建築物の普及の促進のための措置

(低炭素建築物新築等計画の認定)

第五十三条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のた

めの建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

## 2 低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。

二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合にお

いては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があったものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第七項及び第八項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十二項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認

定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項の規定は、適用しない。

（低炭素建築物新築等計画の変更）

第五十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

（報告の徴収）

第五十六条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第五十四条第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく低炭素化のための建築物の新築等（次条及び第五十九条において「低炭素建築物の新築等」という



。の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第五十七条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(低炭素建築物新築等計画の認定の取消し)

第五十八条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第五十四条第一項の認定を取り消すことができる。

(助言及び指導)

第五十九条 所管行政庁は、認定建築主に対し、低炭素建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(低炭素建築物の容積率の特例)

第六十条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項

第二号、第五十七條の三第二項、第五十九條第一項及び第三項、第五十九條の二第一項、第六十條第一項、第六十條の二第一項及び第四項、第六十八條の三第一項、第六十八條の四、第六十八條の五（第二号イを除く。）、第六十八條の五の二（第二号イを除く。）、第六十八條の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八條の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八條の五の五第一項第一号ロ、第六十八條の八、第六十八條の九第一項、第八十六條第三項及び第四項、第八十六條の二第二項及び第三項、第八十六條の五第三項並びに第八十六條の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九條第一項、第六十條の二第一項及び第六十八條の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二條第三項及び第六項に定めるもののほか、低炭素建築物の床面積のうち、第五十四條第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

## 第五章 雑則

### （権限の委任）

第六十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を  
地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定  
又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含  
む。）を定めることができる。

第六章 罰則

第六十三条 第四十七条第六項において読み替えて準用する下水道法第三十八条第一項又は第二項の規定に  
よる公共下水道管理者等の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第三十一条又は第三十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下  
の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条又は第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十七条第一項の規定による補助を受けた認定集約都市開発事業者で、当該補助に係る認定集約都市開発事業により整備される特定建築物についての第十四条の規定による市町村長の命令に違反したものは、

三 第十八条第一項又は第三項の規定に違反した者

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二百十号中「（鉄道事業法の特例）又は」を「（鉄道事業法の特例）、」に改め、「（鉄道事業法等の特例）」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二十四条（鉄道事業法の特例）」を加え、「速達性向上計画の認定又は」を「速達性向上計画の認定、」に、「は当該許可」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十三条第三項（鉄道利便増進実施計画の認定）」（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による鉄道利便増進実施計画の認定は当該許可」に、「（軌道法の特例）又は」を「（軌道法の特例）、」に改め、「第三十三条第一項（軌道法の特例）」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七条（軌道法の特例）」を加え、「は当該特許」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十六条第三項（軌道利便増進実施計画の認定）」（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による軌道利便増進実施計画の認定は当該特許」に改め、同表第二百二十五号中「又は第三十四条第一項（道路運送法の特例）」を「若しくは第三十四条第一項（道路運送法の特例）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条（道路運送法の特例）」に、「場合における同法」を「場合における地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に、「又は同法」

を「若しくは同法」に、「は当該許可又は」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十九条第三項（道路運送利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可又は」に、「同法第二十三条第一項」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十三条第一項」に改め、「当該事業計画の変更の認可と」の下に「、都市の低炭素化の促進に関する法律第三十条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条第三項の規定による道路運送利便増進実施計画の認定は当該許可と」を加え、「（貨物自動車運送事業法の特例）又は」を「（貨物自動車運送事業法の特例）」に改め、「（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十六条（貨物自動車運送事業法の特例）」を加え、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更の認定、」に、「は当該許可と」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可と」に改め、同表第百三十九号中「（貨物利用運送事業法の特例）又は」を「（貨物利用運送事業法の特例）」に改め、「（流通機能向上事業に

係る許認可等の特例)」の下に「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十四条第一項（貨物利用運送事業法の特例）」を加え、「認定又は」を「認定、」に、「は当該登録」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項（貨物運送共同化実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該登録」に、「第四十六条第一項の規定」を「第四十六条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定」に、「は当該許可」を「又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可」に改める。

（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）

第四条 この法律の施行の日が福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、登録免許税法別表第一百二十五号の改正規定中「（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）」とあるのは「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」と、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更」とあるのは「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」と、同表第三百三十九号の改正規定中「（流通機能向上事業に係

る許認可等の特例」とあるのは「第二十二條の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」と、「第四十六條第一項の規定」を「第四十六條第一項」とあるのは「第二十二條の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の規定」を「第二十二條の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」とする。

2 前項の場合において、福島復興再生特別措置法附則第七條のうち、登録免許税法別表第一百二十五號の改正規定中「第二項」とあるのは「第三十六條」と、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」とあるのは「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更」と、「は当該許可と」とあるのは「は当該許可とみなす」と、同表第三百三十九號の改正規定中「第二十二條の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十四條第一項」と、「第二十二條の三第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十五條第一項」とする。

（国土交通省設置法の一部改正）

第五條 国土交通省設置法（平成十一年法律第百號）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「（平成十九年法律第五十九號）」の下に「、都市の低炭素化の促進に関する法律（



平成二十四年法律第

号)「を加える。